

News Letter

ニュースレター



2025年4月10日



ボランティア特別休暇の制定について

名古屋銀行（頭取 藤原 一郎）は、ボランティア活動をする従業員を対象とした特別休暇を制定いたしましたのでお知らせします。

当行は、従業員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るとともに、ボランティア活動を積極的に推奨することで、地域への社会貢献活動の活性化を図る取り組みを進めてまいります。

記

1. 背景・目的

名古屋銀行では、従業員の「働きがい」向上を目指し、ワーク・ライフ・バランスの充実に向けた取り組みとモチベーション向上につながる施策を積極的に行っております。

2026年に開催される愛知・名古屋2026アジア・アジアパラ競技大会等国際的なスポーツ大会や、被災地支援等への自発的な参加によって、地域貢献を推進すべくボランティア特別休暇を制定いたしました。

2. 特別休暇の概要

対象者：全従業員（パートタイマーを含む）約2,500名

付与日数：平日のボランティア活動に対し2日付与

《参考》健康経営・スポーツ支援に関する取り組み

取り組み	説明	
スポーツエールカンパニー2025認定	スポーツ庁が、社員の健康増進のために、スポーツ活動の支援や促進に向けた積極的な取り組みを実施している企業を認定する制度です。当行は3年連続で3度目の認定となります。	
スマート・ライフ・プロジェクトへの参画	厚生労働省が、「健康寿命をのばそう。」をスローガンに、国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした活動です。当行は2022年より参画しています。	

以上